

## 道立公園噴火湾パノラマパーク電力の供給に係る入札説明書

平成31年5月15日付けで公告した「道立公園噴火湾パノラマパークで使用する電力の供給」に係る入札については、入札公告に定める事項及びその他の関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

この場合において仕様等について疑義がある場合は、質問書を提出し説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

### 1 供給内容

電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### 2 入札方法

- (1) この入札は、入札公告に掲げる供給期間における概算数量の総価により行う。
- (2) 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税を加えた額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするが、入札書には、消費税及び地方消費税を含まない契約金額を記載すること。なお、入札金額の積算方法を記した内訳書（以下「内訳書」という。）を添付すること。

### 3 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、令和元年5月15日付け八雲町告示第3号に規定する資格を有すること。なお、入札参加申請書を合わせて提出すること。

### 4 入札参加申請の取下・辞退

一般競争入札参加資格確認申請書提出後に入札参加の取下・辞退をする場合は、書面で届け出ること。

### 5 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、仕様書及び別添「契約書（案）」を熟知のうえ、応札すること。  
なお、仕様書等について疑義がある場合は、令和元年5月31日（金）午後5時までに、質問書（様式は任意）をファックスにより提出すること。受領した質問書に関しては、道立公園噴火湾パノラマパークのホームページに掲載することにより回答する。
- (2) 入札は持参又は郵送により行うこと。
- (3) 郵送の場合の入札書の提出期限等
  - ア 提出期限：令和元年6月3日（月）午後5時（必着）
  - イ 提出先：「10 入札に関する問い合わせ先」に記載する場所へ提出すること。
  - ウ 郵送方法：一般書留又は簡易書留による。  
入札書及び内訳書を内封筒に入れ密封し、それを外封筒に入れて郵送すること。

なお、外封筒には、入札公告に記載の件名、開札日及び商号を記入するとともに、「入札書在中」と朱書きすること。

- (4) 入札書は、道立公園噴火湾パノラマパークのホームページに掲載している所定の入札書を使用すること。
- (5) 入札金額の算出基礎として、内訳書を作成し入札書に添付すること。（内訳書は押印、割印不要）なお、内訳書の電力料金単価には1円未満の端数を含むことができる。
- (6) 業務用一般電力と従量電灯Cの契約で、それぞれ適用する料金区分の内訳書を作成することとし、各内訳書の「期間総額（税抜）」欄の金額を合計した金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札書の日付は、入札公告に記載の開札日を記入すること。

## 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。なお、(4)又は(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は町長が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- (1) 入札に参加するに必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札書が2以上の入札をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する不正な行為による入札
- (5) 公正を疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 初回の入札で落札者がいないときは、2回まで再入札を行う。
- (3) 送付による入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとし、送付による入札をした者が含まれる場合は本町職員がくじを引くものとする。

## 8 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を中止又は延期することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書その他提出書類の作成費用は申請者が負担するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札参加者又は落札者が本件供給に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は落札者が負担するものとする。

- (2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第234 条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、八雲町は、この契約を変更又は解除することができるものとする。
- (3) この入札により取り交わす契約書は、その内容について町民等から公開の求めがあった場合においては、原則として公開するものとする。
- (4) 入札結果（入札者名、入札金額等）については、道立公園噴火湾パノラマパークのホームページで公表する。

10 入札に関する問い合わせ先

〒049-3124北海道二海郡八雲町浜松368-8

道立公園噴火湾パノラマパーク管理事務所内 八雲町公園緑地推進室

電話 0137-65-6030 F A X 0137-65-6031

電子メール [panorama@town.yakumo.lg.jp](mailto:panorama@town.yakumo.lg.jp)